

三河紡績同業組合荷馬車挽争議の件

田 田 須 夫 須 地
 三河紡績同業組合 代表者 須 夫 須 地

三河紡績同業組合
 代表者 須 夫 須 地
 署名

名古屋出張所 大 署 蔵



昭和十年八月十一日

全發前第八次號

財團協調會名古屋出張所

財團協調會名古屋出張所

三河紡績同業組合荷馬車挽争議の件

- 一 所 在 愛知縣額田郡岩 同 東加茂郡松平村
- 一 事業主 三河紡績同業組合
- 一 参加人 十一名
- 一 争議發生 昭和十年八月一日
- 一 同解決 昭和十年八月十六日

争議概況

事業主側には、業界不振を理由として八月一日より貨物運賃値下（貨物十貫匁に付二錢）を言渡したるに荷馬車挽側は値下絶對反對現給維持を主張して交渉を續けたるも八日に至り交渉決裂し、九日より一齊罷業に入りたる爲め所轄岡崎警察署に於いては、兩代表者を招いて協議をなした結果左の如く解決した。